

千葉大学大学院総合国際学位プログラム修士論文（学位論文）審査等実施要項

I. 趣旨

千葉大学大学院総合国際学位プログラム規程第18条及び19条に基づき、学位論文の提出資格、提出時期、学位論文の審査及び最終試験等に関し必要な事項を定める。

II. スケジュール

修士論文（学位論文）作成・審査の流れは、以下のとおりとする。

時期	内容	備考
2年次・10月末まで	修士論文審査願の提出	9月修了は4月末まで
2年次・12月末まで	修士論文（審査用）等の提出	9月修了は6月末まで
2年次・1月中旬～2月中旬	修士論文の審査	9月修了は8月中
2年次・審査終了後	修士論文（保存用）等の提出	9月修了は8月中
2年次・3月	修了判定	9月修了は8月～9月

※詳細な時期は毎年カレンダー等に基づき調整する

III. 修士論文審査願の提出

- (1) 修了を希望する学生は、修士論文審査願を提出する。
- (2) 修士論文審査願を提出できる者は、審査願提出期末に、修了に必要な単位をすべて修得することが見込まれる者とする。
- (3) 提出後、修士論文の題目が変更になる場合は、修士論文題目変更願を提出する。

IV. 修士論文（審査用）等の提出

- (1) 修士論文等は以下の書類を提出すること。
 - ①修士論文（審査用） 4部 ※審査委員数により増える場合がある。
 - ②その他必要な書類
- (2) 修士論文の体裁は別に定める。

V. 修士論文の審査

- (1) 修士論文の審査基準は以下のとおりとする。

「学術的多角性」、「方法的妥当性」、「社会的実践性」及び「社会性・先進性」に基づき、客観性、普遍性、論証性を備え、研究倫理に反することなく学術論文として論理的にまとめられていること。
- (2) 修士論文の審査及び最終試験は、本学位プログラムの研究指導を担当する教授のうちから3名以上の審査委員による審査委員会が行う。ただし、必要があるときは、教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

- (3) 主査1名及び副査3～4名とする。なお、主査は主指導教員及び副指導教員以外とする。
- (4) 最終試験は、修士論文を中心として、これに関連ある事項について、口頭又は筆答により行う。

VI. 修士論文（保存用）等の提出

- (1) 審査委員会終了後、審査委員会において指摘のあった事項の修正を含め、以下の書類を提出する。
 - ①修士論文（保存用） 2部
- (2) 修士論文等の体裁は別に定める。

VII. 修了判定

総合国際学位プログラム教授会において、修了の可否について判定を行う。

VIII. その他

その他必要な事項については、別に定める。